

所定疾患施設療養費算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します

2024年度算定状況（2024年4月1日～2025年3月31日）

		肺炎	尿路感染	带状疱疹	蜂窩織炎	心不全 の増悪	合計
4月	件数		4	1			5
	日数		17	5			22
5月	件数		1	1	1		3
	日数		5	5	3		13
6月	件数		4	1			5
	日数		22	5			27
7月	件数	1	2	1			4
	日数	5	6	5			16
8月	件数		3				3
	日数		9				9
9月	件数		7		1		8
	日数		35		7		42
10月	件数		1				1
	日数		5				5
11月	件数		5		1		6
	日数		25		5		30
12月	件数		2		2		4
	日数		12		14		26
1月	件数		2				2
	日数		6				6
2月	件数		3				3
	日数		15				15
3月	件数		4				4
	日数		16				16
合計	件数	1	38	4	5	0	48
	日数	5	173	20	29	0	227

算定条件

- 1.所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回算定することは認められない物であること
- 2.所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することは出来ないこと
- 3.所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することは出来ないこと
- 4.算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと
- 5.請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること
- 6.当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること

主な治療内容

肺炎	聴診、胸部レントゲン、血液検査（血液像、CRP等）、血中酸素濃度測定、抗生剤の点滴又は内服、酸素吸入等
尿路感染	尿検査（尿沈渣・尿培養）、血液検査、抗生剤の点滴・内服等
带状疱疹	公ウィルス剤の点滴又は内服、幹部への軟膏・湿布消炎鎮痛剤の処方等
蜂窩織炎	幹部の局所安静・冷却、抗生剤の点滴又は内服、消炎鎮痛剤の処方等
心不全の増悪	胸部レントゲン、心電図、血液検査（BNP等）、利尿剤の点滴又は内服、酸素吸入、血圧・体重管理等